

特定防災施設等に対する定期点検の実施方法

(現時点では「施行前」を、平成27年4月1日以後は「施行後」となります。)

施行後	現行
特定事業者は、特定防災施設等（代替施設等を含む。）に対する外観点検、機能点検及び総合点検を、それぞれ一年に一回以上、次の方法により実施するものとする。 一 外観点検の実施方法 （一）流出油等防止堤 ア 鉄筋コンクリート造りの防止堤 （ア） 本体又は基礎部付近に破損、亀裂、倒壊、陥没、貫通穴等がないかどうかを確認すること。 （イ） 伸縮継手に著しい腐食がなく、目地部分等に漏油のおそれがある間隙がないかどうかを確認すること。 （ウ） 水抜弁、排水溝等の開閉弁又は門扉（以下「水抜弁等」という。）に土砂等のつまり、著しい腐食等がなく、かつ、開放された状態になつていないかどうかを確認すること。 （エ） 流出油等防止堤（以下「防止堤」という。）内に防止堤の容量を減少させるような物件がないかどうかを確認すること。 イ 土盛りの防止堤 （ア） 本体又は基礎部付近に破損、亀裂、崩壊、陥没、貫通穴等がないかどうかを確認すること。 （イ） コンクリート、コンクリートブロック、アスファルト、	特定事業者は、特定防災施設等（代替施設等を含む。）に対する外観点検、機能点検及び総合点検を、それぞれ一年に一回以上、次の方法により実施するものとする。 一 外観点検の実施方法 （一）流出油等防止堤 ア 鉄筋コンクリート造りの防止堤 （ア） 本体又は基礎部付近に破損、亀裂、倒壊、陥没、貫通穴等がないかどうかを確認すること。 （イ） 伸縮継手に著しい腐食がなく、目地部分等に漏油のおそれがある間隙がないかどうかを確認すること。 （ウ） 水抜弁、排水溝等の開閉弁又は門扉（以下「水抜弁等」という。）に土砂等のつまり、著しい腐食等がなく、かつ、開放された状態になつていないかどうかを確認すること。 （エ） 流出油等防止堤（以下「防止堤」という。）内に防止堤の容量を減少させるような物件がないかどうかを確認すること。 イ 土盛りの防止堤 （ア） 本体又は基礎部付近に破損、亀裂、崩壊、陥没、貫通穴等がないかどうかを確認すること。 （イ） コンクリート、コンクリートブロック、アスファルト、

- 芝生等の被覆材に欠損等がないかどうかを確認すること。
- (ウ) 水抜弁等に土砂等のつまり、著しい腐食等がなく、かつ、開放された状態になっていないかどうかを確認すること。
 - (エ) 防止堤内に防止堤の容量を減少させるような物件がないかどうかを確認すること。

(二) 消火用屋外給水施設

ア 水槽等

- (ア) 変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。
- (イ) 水量は、規定量以上が確保されているかどうかを確認すること。
- (ウ) ごみ等による吸水障害を防止するための措置が講じてあるかどうかを確認すること。

イ 加圧ポンプ

- (ア) ポンプ、軸継手等に変形、損傷又は著しい腐食がないかどうかを確認すること。
- (イ) 起動装置の操作部の周囲に使用上障害物がないかどうかを確認すること。

- (ウ) 基礎ボルト等のゆるみ、破損等がないかどうかを確認すること。

ウ 配管

- 変形、損傷、漏水等がなく、バルブ類の開閉状態が適正であるかどうかを確認すること。

エ 消火栓

- 芝生等の被覆材に欠損等がないかどうかを確認すること。
- (ウ) 水抜弁等に土砂等のつまり、著しい腐食等がなく、かつ、開放された状態になっていないかどうかを確認すること。
 - (エ) 防止堤内に防止堤の容量を減少させるような物件がないかどうかを確認すること。

(二) 消火用屋外給水施設

ア 水槽等

- (ア) 変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認すること。
- (イ) 水量は、規定量以上が確保されているかどうかを確認すること。
- (ウ) ごみ等による吸水障害を防止するための措置が講じてあるかどうかを確認すること。

イ 加圧ポンプ

- (ア) ポンプ、軸継手等に変形、損傷又は著しい腐食がないかどうかを確認すること。
- (イ) 起動装置の操作部の周囲に使用上障害物がないかどうかを確認すること。

- (ウ) 基礎ボルト等のゆるみ、破損等がないかどうかを確認すること。

ウ 配管

- 変形、損傷、漏水等がなく、バルブ類の開閉状態が適正であるかどうかを確認すること。

エ 消火栓

吸管接続口内に土砂等のつまりがないかどうかを確認すること。

オ 予備動力設備

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

(三) 非常通報設備

ア 操作部の周囲に使用上障害物がないかどうかを確認すること。

イ 変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

二 機能点検の実施方法

(一) 防止堤

ア 洗堀による崩壊等のおそれがないかどうかを確認すること。

イ 水抜弁等の開閉機能に異常がないかどうかを確認すること。

(二) 消火用屋外給水施設

ア 加圧ポンプ

(ア) 駆動機が電動機である場合

(1) 回転軸の軸受部の潤滑油が著しい汚れ、変質等がなく、回転が円滑であるかどうかを確認すること。

(2) 軸継手に変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

(イ) 駆動機が内燃機関である場合

(1) 燃料、冷却水、潤滑油等が必要量満たされているかどうかを確認すること。

(2) 蓄電池の電解液に著しい汚れがなく、電解液が規定量満たされており、端子電圧が適正であるかどうかを確認すること。

吸管接続口内に土砂等のつまりがないかどうかを確認すること。

オ 予備動力設備

変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

(三) 非常通報設備

ア 操作部の周囲に使用上障害物がないかどうかを確認すること。

イ 変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

二 機能点検の実施方法

(一) 防止堤

ア 洗堀による崩壊等のおそれがないかどうかを確認すること。

イ 水抜弁等の開閉機能に異常がないかどうかを確認すること。

(二) 消火用屋外給水施設

ア 加圧ポンプ

(ア) 駆動機が電動機である場合

(1) 回転軸の軸受部の潤滑油が著しい汚れ、変質等がなく、回転が円滑であるかどうかを確認すること。

(2) 軸継手に変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

(イ) 駆動機が内燃機関である場合

(1) 燃料、冷却水、潤滑油等が必要量満たされているかどうかを確認すること。

(2) 蓄電池の電解液に著しい汚れがなく、電解液が規定量満たされており、端子電圧が適正であるかどうかを確認すること。

三
総合点検の実施方法

(三)
非常通報設備

- ア 通話可能な状態であるかどうかを確認すること。
- イ 蓄電池等の機能が正常であるかどうかを確認すること。

がないかどうかを確認すること。

(ウ) 設置の日から四十年を経過した配管にあつては、当該配管に送水する加圧ポンプの締切圧力(当該加圧ポンプに逃がし弁が備え付けられているものにあつては当該逃がし弁が作動した場合における最高圧力)に等しい水圧を加え、かつ、十分間静置した場合において、当該配管に変形、損傷又は漏水がないかどうかを確認すること。

- (イ)(ア) 開閉弁が確実に開閉できるかどうかを確認すること。
- (イ) 凍結防止措置として講じられている設備等に損傷等がないかどうかを確認すること。

イ
配管

確認すること。

(エ) 起動装置

スイッチ類に、損傷等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

- (ウ) ポンプ部分
- (1) ポンプと動力源との連結部にゆるみ等がないかどうかを確認すること。
- (2) 圧力計等の計器に、損傷等がないかどうかを確認すること。
- (3) 冷却装置、給排気装置等の機能が正常であるかどうかを確認すること。

三
総合点検の実施方法

(三)
非常通報設備

- ア 通話可能な状態であるかどうかを確認すること。
- イ 蓄電池等の機能が正常であるかどうかを確認すること。

(新設)

- (イ)(ア) 開閉弁が確実に開閉できるかどうかを確認すること。
- (イ) 凍結防止措置として講じられている設備等に損傷等がないかどうかを確認すること。

イ
配管

確認すること。

(エ) 起動装置

スイッチ類に、損傷等がなく、機能が正常であるかどうかを確認すること。

- (ウ) ポンプ部分
- (1) ポンプと動力源との連結部にゆるみ等がないかどうかを確認すること。
- (2) 圧力計等の計器に、損傷等がないかどうかを確認すること。
- (3) 冷却装置、給排気装置等の機能が正常であるかどうかを確認すること。

(一) 防止堤

ア 防止堤内に流出油等が堤外に漏洩えいするおそれがないかどうかを確認すること。

イ 防止堤内に火気使用施設等が設置されている等危険な状態となっていないかどうかを確認すること。

(二) 消火用屋外給水施設

ア 加圧ポンプが正常に作動するかどうかを確認すること。

イ 加圧ポンプが運転中に不規則若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないかどうかを確認すること。

ウ 設置の日から四十年を経過した加圧ポンプにあつては、常用の動力設備による運転及び予備動力設備による運転により、当該加圧ポンプの定格吐出量（当該ポンプに表示されている吐出量をいう。）における全揚程が定格全揚程（当該ポンプに表示されている全揚程をいう。）以上となるかどうかを確認すること。

エ ろ過装置に変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

オ 任意の消火栓（設置の日から四十年を経過した加圧ポンプを使用する場合にあつては、当該加圧ポンプからの圧力損失が最大となる消火栓）により放水し、放水圧力及び放水量が適正であるかどうかを確認すること。この場合において、寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、寒冷時に実施すること。

カ 寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、漏水を検知できる計器等により、漏水がないかど

(一) 防止堤

ア 防止堤内に流出油等が堤外に漏洩えいするおそれがないかどうかを確認すること。

イ 防止堤内に火気使用施設等が設置されている等危険な状態となっていないかどうかを確認すること。

(二) 消火用屋外給水施設

ア 加圧ポンプが正常に作動するかどうかを確認すること。

イ 加圧ポンプが運転中に不規則若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないかどうかを確認すること。

（新設）

ウ ろ過装置に変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

エ 任意の消火栓

により放水し、放水圧力及び放水量が適正であるかどうかを確認すること。この場合において、寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、寒冷時に実施すること。

オ 寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、漏水を検知できる計器等により、漏水がないかど

うかを確認すること。

(三) 非常通報設備

ア 配線と各機器端子との接続部にゆるみ等がないかどうかを確認すること。

イ 即時通報がいかなる時期においても確保される体制になっているかどうかを実地に確認すること。

うかを確認すること。

(三) 非常通報設備

ア 配線と各機器端子との接続部にゆるみ等がないかどうかを確認すること。

イ 即時通報がいかなる時期においても確保される体制になっているかどうかを実地に確認すること。

合成樹脂配管の定期点検の考え方(案)

特定防災施設等に対する定期点検の実施方法			合成樹脂管
外観点検	配管	変形、損傷、漏水等がなくバルブ類の閉止状況が適切であるかどうかの確認	腐食のおそれの少ない材料で、一般的に地下埋設と考えられ不要とするが、ピット等の目視により確認できる場所においては実施
機能点検	配管	開閉弁が確実に開閉できるかどうかの確認	実施
		漏れ試験(40年経過配管)	実施(当分の間は適用外)
		凍結防止措置として講じられている設備等に損傷等がないかどうかの確認	当該設備等がある場合は実施
総合点検		放水試験	実施
		寒冷時の放水試験(寒冷の度の著しい地域の地下配管)	実施
		40年経過配管に係る放水試験	実施(ポンプの設置年数による)
		配管を地下に設置するものに関する漏水を検知できる計器等による漏水の確認	対象外